

(令和3年4月22日庁議)

		部 等 名	リニア未来創造局
件名	ふるさと納税に係る返礼品の推薦について（協議）		
経緯	<p>○ 財源確保対策基本方針が策定（R2.10）され、厳しい財政状況の中、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向け、持続可能な行財政運営を図っていくためには、自主財源の確保について、これまで以上の取り組みが必要とされている。</p> <p>○ ふるさと納税額は、令和2年度1億7257万円余と、前年度の約8.5倍となった。</p>		
内容	<p>○ 本県ならではの名産品の掘り起こしや体験プログラムの開発など（以下、「名産品」及び「体験プログラム」を返礼品という。）を通じ、ふるさと納税に係る返礼品の魅力を高め、寄附額10億円を目標に全庁一丸となって取り組む。</p> <p>○ 魅力的な返礼品について、リニア未来創造局から各部局に定期的に照会するとともに、随時各部局から推薦できるものとする。</p> <p>○ なお、本年度第1回目として、産業労働部、観光文化部、農政部、林政部は10品目以上、その他の部局は可能な限り返礼品を推薦することとし、第1四半期中に50品目の増加を目標とする。</p>		

## R 2 年度返礼品実績額

区分		品目数	R2年度実績額 (円)	構成割合	
農産物	さくらんぼ	2	20,000	0.0%	農産物 49.0%
	すもも	2	440,000	0.3%	
	桃	4	930,000	0.7%	
	シャインマスカット	5	63,150,000	45.7%	
	ぶどう (シャインマスカット以外)	12	1,630,000	1.2%	
	枯露柿	2	200,000	0.1%	
	米	5	1,120,000	0.8%	
	その他	3	120,000	0.1%	
食肉	甲州牛	5	1,440,000	1.0%	食肉 3.3%
	ワインビーフ	6	1,940,000	1.4%	
	富士桜ポーク	6	935,000	0.7%	
	甲州地どり	4	310,000	0.2%	
水産物	富士の介	6	785,000	0.6%	水産物 0.7%
	その他	1	210,000	0.2%	
酒類	ワイン	80	22,245,000	16.1%	酒類 27.0%
	日本酒	8	915,000	0.7%	
	ウイスキー	1	10,675,000	7.7%	
	ビール	3	3,250,000	2.4%	
	その他	1	270,000	0.2%	
その他 飲 食 料 品	ミネラルウォーター	7	7,530,000	5.5%	その他飲食品 12.7%
	ジュース	3	730,000	0.5%	
	農産物加工品等	15	280,000	0.2%	
	煮貝	11	1,600,000	1.2%	
	ほうとう	5	110,000	0.1%	
	土産品	3	6,510,000	4.7%	
	その他	7	670,000	0.5%	
印伝	67	1,760,000	1.3%	印伝 1.3%	
ジュエリー	72	4,900,000	3.5%	ジュエリー 3.5%	
体験	11	1,010,000	0.7%	体験 0.7%	
そ の 他	織物	6	60,000	0.0%	その他 1.8%
	ネクタイ	3	120,000	0.1%	
	印鑑	1	200,000	0.1%	
	雨畑硯	15	420,000	0.3%	
	木製品	2	10,000	0.0%	
	その他	18	1,620,000	1.2%	
【小計】		402	138,115,000	100%	
医療従事者寄附金等			34,461,933		
【合計】			172,576,933		

# 山梨県ふるさと納税返礼品推薦要領

## 第1 目的

各部局において地域の名産品の掘り起こしや体験プログラムの開発を行い返礼品の魅力を高めることで、従前からのふるさと納税の取り組みを一步進め、自主財源の確保と地域産業の一層の活性化を図ることを目的とする。

## 第2 返礼品の推薦基準

返礼品は、山梨県の地域ブランドの向上、産業振興に寄与する等の要素を持ち、その提供により寄附額の増加が期待できるものであって、次のすべてに該当するものとする。

- 1 次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 県内において生産されたものであること
  - (2) 県内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること
  - (3) 県内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること
  - (4) 県の広報の目的で生産された県のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであること
  - (5) (1) から (5) までに該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること
  - (6) 県内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が県に相当程度関連性のあるものであること
- 2 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、予め期限や数量を示して供給するものはこの限りでない
- 3 食品については、発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有していること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りではない
- 4 役務の提供については、山梨県内で提供されるもので、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っていること
- 5 梱包したときの縦・横・高さの合計が 160cm 以内かつ重量が 30kg 以内のものであること。ただし、冷凍または冷蔵品にあつては、梱包したときの縦・横・高さの合計が 140cm 以内かつ重量が 20kg 以内のものであること

## 第3 推薦の方法

各部長は、返礼品を推薦しようとするときは、当該返礼品を取り扱う事業者の了解を得たうえで、別紙様式を二拠点居住推進課へ提出するものとする。

## 附 則

この要領は、令和3年4月〇日から施行する。